構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 2 構造改革特別区域の名称 国際交易特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 大阪市の区域のうち此花区、港区、大正区及び住之江区の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
- (1)物流拠点としての区域特性

近畿圏(近畿2府4県)は、人口約2,100万人(対全国16%)、域内総生産額79兆円(同16%)の一大生産・消費圏を形成し、わが国の産業・経済活動の中枢となっている。

大阪港は、その近畿圏を中心に北陸地方及び中国・四国・九州地方といった西日本全体を背後圏としている。

これらの背後圏とは、阪神高速道路、名神・東名高速道路、中国自動車道、北陸自動車道、山陽自動車道、明石海峡大橋による神戸淡路鳴門自動車道等の充実した高速道路・幹線道路網や中国、四国、九州の各地との内航フィーダー網やフェリー網により直結している。

また、関西圏へのゲートウェイである関西国際空港とも高速道路により直結され、その補完施設として機能する南港航空貨物ターミナルにより、海・陸・空の複合輸送拠点として、荷主の多様な輸送ニーズに対応できる優れたポテンシャルを有している。

このような背後圏に近接する大阪港の優れたポテンシャル等により、 輸入コンテナ貨物を中心に取扱量が急増し、ここ5年間のコンテナ取 扱貨物量の伸び率が5大港では、名古屋港に次いで2位^{注)}となるなど、 日本国内で非常に勢いのある港湾のひとつである。

大阪港は、このような巨大な経済圏のゲートウェイとして、海・陸・空の総合物流拠点を形成し、西日本のひいてはわが国の産業・経済活動に大きく貢献している。

中でも、北港南(夢洲)地区においては、港湾管理者・民間事業者と

一体となって、次世代高規格コンテナターミナルの整備・管理運営を 行い、併せてコンテナ物流システムを改革することで、アジアの主要 港湾を凌ぐコストの低減とサービスの提供を図る「スーパー中枢港 湾」プロジェクトが推進されている。

一方、わが国の発展をリードしてきた大阪は、管理中枢機能等の高次 都市機能の東京への一極集中や、生産機能等の地方圏・海外への分散、 さらには長期的に低迷するわが国の経済状況もあって、相対的な地位 の低下に直面している。

このような中、昨年の失業率が全国第3位となるなど、日本国内の主要都市の中では、産業・経済の活性化が最も求められている地域である。

とりわけ、大阪港における外貿物流拠点としての重要な役割を担うとともにスーパー中枢港湾施策が展開される北港南(夢洲)地区においては、一部埋立竣功認可告示後5年以上にわたり、埋立免許の土地利用に使用されず低利用地となっている区域が見受けられるなど、国際交易産業に資する企業の立地を促進する取り組みが求められている。

注) 平成12年~平成16年の過去5年間の外貿コンテナ取扱貨物量の伸び率は、大阪港+20%、名古屋港+26%、東京港+18%、横浜港+18%、神戸港-4%

(2)新たなまちづくりの拠点としての区域特性

大阪市域の西部に広がる在来臨海部と、その沖合いに位置する咲洲、 舞洲、夢洲の新臨海部からなる本市臨海部では、大阪港を中心に港 湾・物流機能が集積するとともに、工場などの生産機能を主とした土 地利用が行われている。また、新臨海部の開発や在来臨海部での土地 利用の転換により、技術開発や国際交流・交易、集客・観光などの新 たな拠点の形成が進んでいる。

この地域は関西国際空港や神戸を含む、大阪湾ベイエリアの中心に位置しており、国際的・広域的な拠点としての立地面での優位性を有しているほか、ウォーターフロントに恵まれた広大な空間を有する等の魅力を備えている。

その一方で、生産機能の海外流出や産業構造の転換に伴い、在来臨海部の一部の地域では遊休地が発生しているほか、新臨海部では一定の都市機能の集積が進んでいるものの、民間投資の停滞等により、多くの埋立て造成地が、未利用のままとなっていることなどが課題となっている。

こうした課題をふまえつつ、臨海部の持つ特性や優位性を生かし、都 心地域などの内陸部との役割分担や相互補完を図りながら、大阪のア ジア交流圏の拠点としての機能の一翼を担うエリアとして、臨海部全 体の魅力や活力を高めていくことが必要となっている。

このため、臨海部における新たなまちづくりの拠点であり、都市再生緊急整備地域の1つに指定された咲洲コスモスクエア地区では、情報・先端技術開発関連等の業務・学術・研究開発拠点の形成を図るとともに、国際交易拠点や研究開発拠点等の形成に資する情報管路等の情報通信基盤の整備を行い、本市の都市再生を先導する地区となるよう、高度な都市機能の集積と臨海部の特性を活かした都市空間の形成を進めている。

また大阪市では、平成15年3月に都市再生プログラムを策定し、この中に「知的ビジネス創造機能の強化」、「にぎわい・文化集客機能の向上」、「魅力あふれるまちづくりの推進」を重点プログラムとして位置付け、産学官連携による重点産業分野の振興や集客拠点のネットワーク化、研究開発拠点の形成等に取り組んできた。

特に、研究開発機能の集積と形成を目指しているコスモスクエア地区では、臨海部の持つ特性や優位性を生かして、大阪のアジア交流圏の拠点の形成を図っており、IT関連産業の振興を進める上での拠点としての一翼を担うエリアとして位置付け、ITビジネス振興施策を展開し、ITを基軸とする新産業創造を通じた地域経済の活性化を促進することとしている。

これまでに同地区の南部においては、国内最大級の国際見本市会場であるインテックス大阪をはじめ、アジア太平洋トレードセンター(ATC)、大阪ワールドトレードセンター(WTC)、大規模ホテル等が立地することにより、年間1千万人以上が来訪するコンベンション、展示、宿泊が一体となった一大ゾーンを形成するとともに、情報処理関連企業の進出も進んできており、日本IBMやNTTドコモ関西、NRI野村総合研究所等、情報処理産業の集積拠点となっている。

一方、コスモスクエア地区北部については、バブルの崩壊後の長引く 民間投資の停滞等により、開発がされず未利用地として残っているも のも多い。そこで、民間企業の初期投資を抑えることを目的に、平成 16年度から開発インセンティブを導入し、情報通信や環境・バイ オ・ナノ・ロボットテクノロジー等先端技術開発関連企業の進出促進 を図っている。 こうした企業誘致策を中心とした取り組みに加えて、研究開発機能の 集積のためには、諸外国の高度な技術を当該地区へ導入することも必 要であり、そのIT技術の相互連携の取り組みを通じて橋渡し役とな る外国人情報処理技術者の存在は極めて重要なものと言える。

このため、当該外国人が活動しやすい環境を整えることが必要であり、研究開発機能の集積による地域経済の活性化を促進する取り組みとして、構造改革を推進し、区域内に立地する情報通信・先端技術開発型企業の活動を支援する取り組みが不可欠なものとなっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1)わが国の港湾がおかれている課題

利用コストとサービス面

わが国主要港湾においては、釜山港や高雄港、シンガポール港などの アジアの主要港と比べて、利用コストが高い状況にあり、また、港湾 手続きや通関手続き等においても情報化やワンストップサービスの遅 れが指摘されるなど、利用者へのサービス水準の向上が課題となって いる。

これら高コスト構造やサービス水準が続けば、基幹航路の日本抜港が 危惧され、コンテナ輸送時間の増加やコスト上昇などによる産業面に おける国際競争力の低下も懸念される。

港湾における高付加価値産業の創出

企業が最適な活動拠点を求めて立地する国や地域を選ぶ時代となっており、企業ニーズに対応した戦略的な企業誘致の推進が必要となっている。

経済のグローバル化や中国経済の急速な発展により、製造業を中心として海外への生産拠点の移転が進展している。これにより日本産業の空洞化が問題となっており、アジア経済と密接に結びついた高付加価値型の生産システムの早期構築や、内外企業からの新しい技術、経営資産などの投資を呼び込むなど、活力ある経済基盤の確立が求められている。

また、国際的なサービス競争に打ち勝つためには、物流システムとして、国内外の生産・販売拠点を有機的かつ一体的に運営するサプライ・チェーン・マネジメント^{注1)}の形成が不可欠となっている。

このサプライ・チェーン・マネジメントに対応したロジスティクス産 業^{注2)}の集積等の取り組みは、わが国の経済産業の活性化に向けての

喫緊の課題となっている。

注1) サプライ・チェーン・マネジメント(SCM)

受発注、原材料調達、在庫管理、配送という川上から川下までを、IT(情報技術)を活用し、統合管理する経営手法

注2)ロジスティクス産業

輸送、保管機能のほか、荷役、包装、流通加工、情報などの機能により構成され、 SCMの中に組み込まれた物流を体系的・効率的に行う産業

(2)大阪の地域特性に応じた構造改革特区計画の意義

わが国の港湾がおかれている課題を解決していくためには、以下のような大阪の地域特性(優位性)を活かし、構造改革特区計画を導入していくことが重要である。

全国でも非常に勢いがある国際コンテナ港湾であるとともに、大阪都市圏を直背に控える大阪港でこそ、様々な利用コスト・サービスを向上させ、国際競争力を高める意義は非常に高い。

特に、サプライ・チェーン・マネジメントに対応したロジスティクス 産業の集積にあたっては、海・陸・空の複合物流拠点としてのポテン シャルを有する大阪港にこそ、優位性がある。

また、国内主要都市の中でも経済環境が厳しい大阪において、様々な 貿易の促進策に加え、国際交易産業の拠点形成や企業進出をより早期 に実現可能とする構造改革特区を活用した経済産業の活性化を行うこ とにより、全国の中で最も構造改革特区計画の効果が現れる。

さらに、大阪臨海部開発の先導的な役割を担う咲洲コスモスクエア地区においては、国内外の研究開発型企業やIT関連企業の立地促進を目指すためにも、IT基盤の整備を進めるとともに、諸外国の高度な技術との相互連携に資する外国人情報処理技術者の受入れ環境を整備することにより、IT研究者及びその母体となる研究機関や関連企業の誘致を積極的に進めることが可能となり、国外の高度な情報処理技術を活用しつつ、ITを基軸とする新産業の創造を通じた地域経済の活性化が図られる。

以上から、大阪港における構造改革の成果が全国的な構造改革の先導 的役割を果たすと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

大阪港における優位性を活かし、大阪港がおかれている課題を解決する ため、以下の目標を掲げ、利用コストの低減、サービスの向上・手続きの 簡素化、国際交易産業の立地促進、外国人情報処理技術者の受入れ促進等 を実施することにより、経済・産業の活性化を図り、その効果を全国へ波 及させる。

(1)アジア主要港と競争可能な港湾の実現

大阪港においては、わが国を代表するゲートウェイとして、港湾における利用コストの低減とサービスの向上を図り、国土交通省が提言する「スーパー中枢港湾」を目指すことにより、アジア主要港と競争可能な港湾を実現する。

(2)国際交易産業(ロジスティクス産業)の集積

大阪港は、港の国際競争力の向上に加え、海・陸・空の複合輸送拠点機能を活用したロジスティクス産業の集積を図ることで、「より安く、より早く、より使いやすい国際物流拠点の形成」を目指す。

(3) 大阪経済・産業の活性化

巨大な経済圏のゲートウェイである大阪港において、貿易の促進や企業による進出意欲の向上に寄与する施策を実施し、港の国際競争力の向上や国際交易産業の立地・集積を実現させ、大阪経済・産業の活性化を図っていく。

(4)研究機関や研究開発型企業の集積

咲洲コスモスクエア地区では、今後の社会に不可欠な都市基盤である IT基盤の整備を行うとともに、長期を要する大規模プロジェクトや 技術開発においても、国外の高度な情報処理技術者が安定した環境で その研究、開発に取り組めるように、外国人情報処理技術者の受入れ 環境を整備し、情報通信・先端技術開発に係る国内外の研究機関や研 究開発型企業の立地促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、当区域に対する企業の進出意欲が高められ、大阪港における国際競争力の強化、国際交易産業の立地・集積が図られる。

特に、咲洲コスモスクエア地区においては、外国人情報処理技術者やビジネスマンの増加、IT関連企業及び関連事業者の進出が促進されるとともに、地区の活性化ひいては大阪の都市再生に寄与するものと期待され、以下のような経済的社会的効果が見込まれる。

・ アジア主要港並への港湾コスト削減

国内主要港の40フィートコンテナ1個あたり取扱総料金23,000円(国土交通省港湾局資料)

大阪港においては3割削減(アジア主要港並)

- ・ コンテナのリードタイム (貨物滞留時間)短縮 国内主要港の輸入コンテナのリードタイム
 - 3.1日(平成13年度実績:財務省関税局調査) 大阪港においては1日程度に短縮
- ・ 取扱貨物量の増加(2004年実績 2007年予測) コンテナ取扱量(TEU)1,726千TEU 1,976千TEU(14.5%増) 阪神港のスーパー中枢港湾「育成プログラム」より
- ・ コスモスクエア地区における情報関連企業及び従業者数の増加 情報関連企業9社(従業者数:約3,400人)(2005年7月時点) 情報処理関連企業の増加による新規雇用の創出
- 8 特定事業の名称
 - (504)特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
 - (507)外国人情報処理技術者受入れ促進事業
 - (1208)特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1)スーパー中枢港湾の指定・育成に向けた取り組み

《国土交通省・大阪市・民間事業者》

国土交通省では、港湾管理者・民間事業者と一体となって、次世代高規格コンテナターミナルの整備・管理運営を行い、併せてコンテナ物流システムを改革することで、アジアの主要港湾を凌ぐコストの低減とサービスの提供を図る「スーパー中枢港湾」プロジェクトを推進している。大阪港においても、関西の経済・産業活動や、豊かな市民生活を支える港として、国際物流における競争力のさらなる強化を図るべく、スーパー中枢港湾の実現に向けた取り組みを進めており、国土交通省より、平成16年7月23日に神戸港と広域連携する「阪神港」として『スーパー中枢港湾』に指定されている。また、平成17年7月1日に「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、同年7月4日、大阪港は、スーパー中枢港湾の推進により国際競争力の強化を図ることが特に重要な港湾として『指定特定重要港湾』に指定された。

さらに、対象ターミナルである北港南地区(夢洲) C-10~12において、同一の民間事業者が一体的に事業展開できるよう「効率的な運営を特に促進する区域」として港湾計画に位置付けるため、大阪市港湾審議会を同年8月3日に開催し、同年11月の交通政策審議会港湾分科会での審議、答申を経て国土交通大臣の同意を得る予定となっている。

現在、スーパー中枢港湾機能強化に資する広域連携策やメガコンテナターミナルの効率的な管理・運営のあり方等、共通の背後圏を持つ大阪港と神戸港が利用者の視点に立ち、両港の利便性の向上に資する連携施策について検討することが重要であるため、「阪神港広域連携協議会」により、大阪港、神戸港、国等により協議を行っている。

また、スーパー中枢港湾を始め、大阪港を取り巻く諸課題に対して、 大阪港の関係者が迅速かつ柔軟に対応し、実効性の高い対策を立てられ る取り組み体制として、関係官庁、業界、労働組合からなる「大阪港戦 略会議」を平成14年に設置し、大阪港のあるべき姿について議論してい る。

(2)利用コストの低減

・港湾施設使用料及び入港料の引き下げ《大阪市》

港湾コストの低減を図り、港湾施設の利用を促進するため、大阪市では港湾施設使用料等について、次のような減免措置を図ってきている。

- ・ダイレクト・オン・バース制度の実施
- ・外貿定期コンテナ船の初入港に対するポートチャージの免除
- 新規航路の第1船に対するポートチャージの免除
- ・前年度と比較してコンテナ取扱量が一定量以上増加した場合、 増加分に伴う荷役機械使用料を減額
- ・内航船がコンテナを取扱う場合、荷役機械使用料を減額
- ・トランシップのコンテナを扱う場合、荷役機械使用料を減額
- ・外航船が空コンテナを取扱う場合、荷役機械使用料を減額
- ・コンテナ船の運航者が、1年間に引船を規定の回数を超えて使用した場合、その使用回数に応じて一定の段階料率で引船使用料を減額
- ・定期航路の貨物船が規定回数以上入港した場合、以降入港時の 入港料を減額
- 内航貨物船が港内を短時間で移動する場合に1ポートチャージ

- ・大阪港の輸出入のインバランスを解消する輸出振興策として、 小口貨物の集荷事業者である海貨事業者に対し、上屋施設使用 料の減額 等
- ・水先料金の見直し《国土交通省》

水先料金体系については、省令による全国一律の基準で定められており、国際的に割高になっていることから、「水先料金の見直し」(平成19年度より全国で実施予定)を活用する。

・公共埠頭等の長期貸付け《大阪市・民間事業者》

現下の厳しい財政制約の下、既存ストックの有効活用の観点から も、特定埠頭運営効率化促進事業(1203)を活用することなどによ り、民間企業の経営能力を活用し、その運営の効率化を通して、港 湾利用コストの低減を図る。

・南港航空貨物ターミナル(NACT)の使用料軽減等

《大阪市、㈱大阪港トランスポートシステム等》

海・陸・空の総合物流拠点としての利用促進を図るため、南港航空貨物ターミナルに関しても、平成14年4月より南港 関西国際空港間における柔軟な集中輸送料金の適用が実施されている(実質16円/kg 13円/kg)。

これまで、当ターミナルは航空貨物のみを取扱っていたが、今後は、海・陸・空の貨物を取扱うことにより、大阪港における物流機能の一層の強化を図る。

(3)サービスの向上・手続きの簡素化

・輸出入・港湾関連手続きの合理化(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化)

《財務省・国土交通省・厚生労働省・大阪市他》

リードタイムを短縮するため、港湾手続きと通関手続きの情報化の課題を解決する必要があることから、平成15年7月より「輸出入・港湾関連手続きの合理化(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化)」が図られている。

また、各官庁統一申請様式によるオンライン受付が2005年11月に も開始される予定となっており、これによる輸出入・港湾関連手続 きの最適化が図られる。

・港湾物流情報プラットフォームの構築《国土交通省・大阪市》

大阪市は、港頭地区での貨物の滞留時間を削減するため、シングルウインドウ化の推進とともに、民間事業者も含んだ港湾全体の情

報化を推進する「港湾物流情報プラットフォーム」の構築に平成14年度より取り組んでおり、民間のシステム間も含めた物流情報の迅速かつ効率よいやり取りが可能な「港湾物流情報プラットフォーム」の一部である「日本コンテナ物流情報ネットワーク(Japan Container Logistics Information Network 通称: JCL-net)」を導入している。

・コンテナターミナル、検疫の24時間化

《国土交通省・厚生労働省・大阪市・民間事業者他》

現在、荷役作業については1月1日を除いた「24時間364日」の実施に労使が合意しており、港湾荷役の運営時間は、諸外国の港湾と比較しても遜色の無いものになっている。しかしながら、現状ではゲートが24時間オープンされておらず、オープン時間の延長が望まれている。そこで、24時間ゲートオープンに向けた方策を検討するため、官民一体となった「大阪フルタイムCY検討会」を平成14年度に設置し、検討を進めている。

動植物検疫については24時間化に対応するため、これまで平日8:30~17:00の態勢であったが、平成16年より開庁時間を拡大して現在、平日8:30~19:00、土曜8:30~17:00(植物防疫は祝日8:30~17:00)の開庁を実施し、利用者の利便性が向上している。

(4)国際交易産業(流通・加工センター)の形成

・夢洲ロジスティクスセンターの設置《大阪市・民間事業者》

大規模コンテナターミナル等と一体となった流通加工センターなどが集積する地区(ロジスティクスセンター)の整備を図ることにより、サプライ・チェーン・マネジメントの形成を支える国際交易産業の集積による大阪都市圏の産業・経済の活性化を図る。現在、大阪港独自の取り組みとして、官民一体となり、平成14年度に設置した「夢洲ロジスティクスセンター構想研究会」において、その実現に向けた検討を関係機関とともに進めている。

なお、早期の要請に対しては、咲洲地区での対応を視野に入れ、 検討を進める。

・「民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有また は管理事業」の実施《大阪市・民間事業者》

ロジスティクスセンターの整備においては、総合保税地域を民間 事業者に開放することで、民間能力を活用した総合保税地域の運営 が可能となるほか、民間事業者による国際交易産業の立地を促進させることにより、国際物流の効率化を図る。

(5)外内貿コンテナターミナル施設等のハード機能拡充

《国土交通省・大阪市・埠頭公社》

- ・夢洲では、岸壁総延長1,100m、水深15~16m、背後ヤードの奥行き500mの高規格コンテナターミナル3バース(C-10,C-11,C-12)を直轄・市及び公社事業として整備している。このうち2バース(C-10,C-11)については、平成14年9月にヤードの供用を開始しており(C-10は岸壁部分のみ)、平成15年10月には、C-10のヤードの一部を供用開始している。
- ・取扱貨物量の増加にあわせて、クレーンの増設等、荷役機械の能力の 向上を進めていくとともに、荷役機械にGPSを搭載するなど、自動化 を目指したターミナル整備を図る。
- ・さらに、C-12に隣接して水深12mの岸壁を計画しており、外内航のフィーダーバースとしての活用や、背後ヤードの拡張などの検討を行うとともに、着実な整備を図り、ターミナルの機能拡充を図っていく。

(6)交通基盤の整備《国土交通省、阪神高速道路㈱、大阪市、関西国際空港㈱》

- ・現在、阪神高速湾岸線と新御堂筋とを東西に結ぶ阪神高速淀川左岸線が建設中(北港JCT~海老江JCT:平成19年度完成予定)であり、背後都市圏とのより一層のアクセスの向上が図られる。
- ・港内においては、既存の物流施設が集積する咲洲地区と、夢洲の高規格コンテナターミナルを結ぶ(仮称)夢洲トンネルの整備を平成20年度の完成を目指して直轄事業で進めており、これにより臨海部のネットワークが飛躍的に向上する。
- ・関西国際空港については、海・陸・空の総合物流拠点である大阪港としても重要な施設であり、平成19年の供用開始を目指して2本目の滑走路(4000m)が整備中である。

(7)多様な人材の受入れ促進《法務省》

関西の中枢都市としての拠点機能を強化し、とりわけ繋がりの深いアジアとの交流拠点を形成するとともに、先端技術開発や国際交易、情報通信機能の集積を活かして国際交易に資する企業等の立地促進を目指すため、すでに特例措置として対象となっている情報処理技術者、研究者

だけでなく、南港北(咲洲コスモスクエア)地区内の企業で働く外国人 労働者(投資・経営、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能等 の外国人就労者)に対しても、在留資格に伴う在留期間の延長や、入 国・在留諸申請の優先処理を行える特例措置の提案について、引き続き 検討していく。

別紙

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 大阪市国際交易特区における「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区計画の認定の日後、速やかに

4 特定事業の内容

外国人の活動概要

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

企業(事業所)名	企業(事業所)の概要	外国人の活動内容
テクラ株式会社	・モデルベーステクノロジーを駆使	特定情報処理
(代表者:代表取締	した建築・公共設備のマネージメ	活動
役社長 カイ・フ	ントシステム(ソフトウェア)	
ォルセル)	「テクラ・ストラクチャーズ」を	
(住所:大阪市住之	開発するグローバルリーディング	
江区南港北2丁目1	カンパニー。	
番10号)	・その製品は各国の建築、電力・水	
	道、都市管理等の公共設備メーカ	
	ーや自治体で数多く導入され、社	
	会基盤の根幹を支えている。	
	・フィンランドエスポー市に本拠地	
	をおくTekla Oyjの日本法人であ	
	り、当該企業の外国人情報処理技	
	術者が、フィンランド本社で開発	
	された同ソフトウェアの日本の仕	
	様(建築基準法、耐震基準など)	
	にあわせたモデル変更を行う。	

(参考)

「テクラ・ストラクチャーズ」: 建築計画(建築計画・工程管理・ ロット管理・プロジェクト管 理)、部材製作、材料発注、詳細 設計(工作図・接合部の詳細設 計)、基本計画図(構造図・梁伏 図・軸組図)、解析と設計(強度 計算)、概念設計(基本設計図、 構造部材の配置)、受注活動と入 札(積算・見積り、構造物の視覚 化)といった構造エンジニアリン グの作業環境(プロセス)を1つ に統合したソフトウェアで、鋼構 造設計向けの初めての3次元ビル ディング・インフォメーション・ モデリング・ソリューション。

5 当該規制の特例措置の内容

「2」及び「4」に記載した内容から要件を満たすものと認めた。

別図1(事業位置図)



別図2(区域図)



規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

	视处连汉州有文八10处连争未 <i>)</i>
名称	テクラ株式会社
	(代表者:代表取締役社長 カイ・フォルセル)
住所	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
概要	設立:1999年10月
	業種:ソフトウェア開発業
	位業員数:
	・6名(うち外国人2名(フィンランド人社長1名、アメリカ
	人IT技術者1名))
	業務概要:
	・ソフトウェアの開発及び販売、ならびにそれらに付帯する事
	業。
	│・フィンランドエスポー市に本拠地をおくTekla Oyjの日本法│
	│ 人であり、モデルベーステクノロジーを駆使した建築・公共設 │
	│ 備のマネージメントシステム(ソフトウェア)「テクラ・スト │
	ラクチャーズ」を日本国の地域特性(建築基準法、耐震基準な
	ど)に合わせてモデル変更を行う。
	・その製品は各国の建築、電力・水道、都市管理等の公共設備
	メーカーや自治体で数多く導入され、社会基盤の根幹を支えて
	いる。
	法人での日本支社の位置付け:
	・自社開発ソフトウェア「テクラ・ストラクチャーズ」の日本
	向けのローカライゼーション
	日本支社のこれまでの日本国内での実績:
	・三菱重工株式会社、有限会社下地技建等で、プラント設備や
	建築構造の設計・製作における「テクラ・ストラクチャーズ」 の導入が図られている。
	の導入が図られている。 日本支社が現在行っている業務:
	日本文社が現在11 J Cいる業務: ・日本国の地域特性(建築基準法、耐震基準など)に合わせた
	ソフトウェアのモデル変更
	ククトクエアのピアル支更 今後の計画:
	っぱの計画: ・建築・建設業界等への高度なIT技術(3次元設計)の導入に
	よる業務プロセス改革を促進する。
	(参考)
	本社について
	設立:
	・1966年
	事業内容:
	・ソフトウェアの開発及び販売、ならびにそれらに付帯する事
	業

営業所:

・中国(上海)、フィンランド(Espoo)、フランス(Paris,Albi)、ドイツ(Frankfurt)、日本(大阪)、マレーシア(Kuala Lumpur)、ノルウェー(Sandvika)、スウェーデン(Vasteras)、イギリス(Leeds)、アラブ首長国連邦(Dubai)、アメリカ合衆国(Atlanta)、計11カ国

テクラ・ストラクチャーズ:

・建築計画(建築計画・工程管理・ロット管理・プロジェクト 管理)、部材製作、材料発注、詳細設計(工作図・接合部の 詳細設計)、基本計画図(構造図・梁伏図・軸組図)、解析 と設計(強度計算)、概念設計(基本設計図、構造部材の配 置)、受注活動と入札(積算・見積り、構造物の視覚化)と いった構造エンジニアリングの作業環境(プロセス)を1つ に統合したソフトウェアで、鋼構造設計向けの初めての3次 元ビルディング・インフォメーション・モデリング・ソリュ ーション。

別紙

1 特定事業の名称

507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- (1) 咲洲コスモスクエア地区内に所在する次の機関(事業所)において、当 該機関(事業所)との契約に基づいて情報処理分野の業務に従事する 外国人
 - ・ テクラ株式会社 (所在地)大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
- (2)(1)の外国人の扶養を受ける配偶者または子
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区計画の認定の日後、速やかに
- 4 特定事業の内容

当該規制の特例措置の適用を受けるものとして特定した事業所に関する情報は次のとおり。

また、今後、コスモスクエア地区内の先端技術開発・高度情報通信関連企業等において、ニーズがあれば外国人情報処理技術者の受入れ施設として追加する。

企業(事業所)名	所在地	概要
テクラ株式会	大阪市住之江	・モデルベーステクノロジーを駆使した建
社	区南港北2丁	築・公共設備のマネージメントシステム
	目1番10号	(ソフトウェア)「テクラ・ストラクチ
		ャーズ」を開発するグローバルリーディ
		ングカンパニー。
		・その製品は各国の建築、電力・水道、都
		市管理等の公共設備メーカーや自治体で
		数多く導入され、社会基盤の根幹を支え
		ている。
		・フィンランドエスポー市に本拠地をおく
		Tekla Oyjの日本法人であり、当該企業
		の外国人情報処理技術者が、フィンラン

ド本社で開発された同ソフトウェアの日本の仕様(建築基準法、耐震基準など) にあわせたモデル変更を行う。

(参考)

「テクラ・ストラクチャーズ」:

建築計画(建築計画・工程管理・ロット管理・プロジェクト管理)、部材製作、材料発注、詳細設計(工作図・接合部の詳細設計)、基本計画図(構造図・架け)、基本計画図(構造図・機造図・解析と設計(基本設計図、構造物の視覚化)といった構造物の視覚化)といった構造物の視覚化のプロセスの作業環境(プロセス)を1つに統合したソフトウェアで、鋼インフォメーション・モデリング・インフォメーション。

5 当該規制の特例措置の内容

誘致を図ってきた。

(1)概要

大阪市では平成15年3月に都市再生プログラムを策定し、このなかに「知的ビジネス創造機能の強化」、「にぎわい・文化集客機能の向上」、「魅力あふれるまちづくりの推進」を重点プログラムとして位置付け、産学官連携による重点産業分野の振興や集客拠点のネットワーク化、研究開発拠点の形成等に取り組んできた。

特に、研究開発機能の集積と形成を目指しているコスモスクエア地区では、臨海部の持つ特性や優位性を生かして、大阪のアジア交流圏の拠点の形成を図っており、IT関連産業の振興を進める上での拠点としての一翼を担うエリアとして位置付けてITビジネス振興施策を展開し、ITを基軸とする新産業創造を通じた地域経済の活性化を促進することとしている。こうした取組みの一環として、本市では平成16年4月には、情報通信及び情報処理技術が重要な基幹となる環境、バイオ・ナノテクノロジー、ロボットテクノロジーといったハイテク産業分野の関連企業等の一層の集積を図るため、当該事業所を整備する事業者に対し、用地取得費の30%を助成する、「咲洲コスモスクエア地区立地促進助成制度」を創設し企業

こうした企業誘致策を中心とした取り組みに加えて、研究開発機能の集積のためには、諸外国の高度な情報処理技術の導入も必要であり、これらの相互連携の取組みを通じて橋渡し役となる外国人情報処理技術者の存在は不可欠なものである。

こうした理由から、本市では研究開発機能の集積による地域経済の活性 化を促進するためには、当該外国人が活動しやすい環境を整えることが必要と考えており、当該特定事業を活用することで当該情報処理技術者の長期間の在留を保証し、安定した環境でのIT技術開発等を可能とすることで地域経済の活性化を目指すものである。具体的には、本特例措置を活用しながら、外国人情報処理技術者やビジネスマンの増加、IT関連企業及び関連事業所の進出を促進し、咲洲コスモスクエア地区の目指す上記開発コンセプトの実現を図る。

(2)特区法25条1項1号及び2号に該当することを判断した根拠を示す内 容

相当数の事業所、教育機関、研究所等が所在することについて 咲洲コスモスクエア地区は、これまで国際交易、先端技術開発、情報通 信等の多様で高度な都市機能の集積を図るとともに、臨海部の特性を活かした親水空間を創出し、快適で魅力ある都市環境を備えたまちづくりを進めてきた。

その結果、地区内にはコンベンション施設や先端技術開発関連企業、様々なビジネスサポート機能の集積が進み、これまでに業務、商業、宿泊・研修、情報通信、精密機械など28棟の施設が完成し、地区全体で約1.3万人の従業員が勤務している。

また、市の取り組みの結果、同地区への情報処理関連企業の進出も進んできており、日本IBMやNTTドコモ関西、NRI野村総合研究所等が進出し、情報処理産業の集積拠点となっている。同地区内に進出している企業の事業所・研究所は、例えば日本IBMが西日本エリアの情報サービス拠点として位置付けられているほか、NRI野村総合研究所が関西におけるシステムソリューションの事業・研究拠点として、また、NTTドコモ関西が関西におけるFOMAサービス設備の拠点として位置付けられているなど、各企業グループ内でも極めて重要な事業・研究拠点となっている。このほか、住友生命が21世紀の情報通信の高度化・国際化に対応する拠点として業界最大規模の情報処理中枢センターを設立するなど、各機関が集積している。

このように、同地区は大阪市ばかりでなく、関西エリア、あるいは日本の情報処理産業全体で見た場合においても極めて重要な拠点機能を持つ事業所の集積地となっている点が特徴である(下表参照)。

企業名	設立(竣工)年	主要事業と位置付け
ファナック	1986年3月	ロボット・精密機械:関西の製造 業の発展、推進の拠点ビル
日本IBM	1990年3月	情報処理:西日本エリアの情報サ ービス拠点
ミツトヨ	1990年5月	精密測定機器:西日本流通の総合 営業センター
住友生命	1992年1月	情報処理:業界最大規模の情報処 理の中枢センター
NRI野村総合研究所	1992年4月	情報処理:関西におけるシステム ソリューション拠点
西部自動機器	2002年12月	精密機械:超精密部品の加工技術 センター
NTTドコモ関西	2003年10月	情報通信:関西におけるFOMAサービス設備の拠点ビル

事業所等の相互間の連携によりIT産業の発展が相当程度見込まれること について

大阪市では、既に述べたように平成15年3月に都市再生プログラムを 策定し、都市再生を推進する施策として「知的ビジネス創造機能の強化」 等を重点プログラムとしている。これら重点プログラムを具体的に実現し ていくための事業の一つとして、本計画の対象区域である咲洲コスモスク エア地区は「ITインフラが整い、臨海部の特性を活かした研究開発拠点 の形成」を図る地区として位置付けている。大阪市としては、具体的には 既存の先端技術開発や国際交易、情報通信機能の集積を活かして大学・研 究機関の誘致、研究開発型企業等の立地促進を図り、「産学連携を可能とす る研究開発拠点の形成」を目指している(下表参照)。

産学連携を可能とする研究開発拠点の形成

- ・ 研究開発拠点として不可欠な IT 基盤の整備促進 今後の社会に不可欠な都市基盤である情報通信基盤について、整備を 図る。
- ・ 産学連携する研究開発拠点の中核となる理工系の大学・研究機関の誘致 構造改革特別区域の規制緩和を活用し、大学の設置基準等の規制緩 和を可能とする。また、中核となる大学・研究機関に対しては、分譲 だけでなく、定期借地等を含め土地の提供手法について柔軟に対応す るとともに、土地代金についても、政策的な価格設定など、柔軟な対 応が可能となるよう検討を進める。
- 研究開発型企業や IT 関連企業等の立地促進

研究開発型企業や IT 関連企業等の立地促進を図るため、進出時の負担を軽減も可能とする土地購入者の分割払い期間の延長を図るとともに、進出時の負担の軽減につながる補助、融資制度等について検討する。

また、OTS 線等鉄道料金の低減について、開発促進の効果や OTS 線の収支計画等を十分に勘案しながら、その実現に向け検討を進める。

(主な事業) コスモスクエア IT 基盤整備事業

大学設置基準等の緩和

土地の提供方法や土地代金設定の柔軟化

土地代金の支払手法の弾力化

補助・融資制度等の検討

OTS 線等鉄道利用料金の見直しの検討

ただし、平成15年3月策定時点の記述をそのまま掲載しており、一部実施済みの事業あり

なお、同地区内での情報処理関連企業の集積状況は前項目でも述べたとおりだが、今回、特定事業の適用を受けるテクラ株式会社は、1966年にフィンランドエスポー市に設立されたテクラ本社の日本支社として、99年に設立された企業である。同社の主力商品の一つである「テクラ・ストラクチャーズ」は、構造エンジニアリングの作業環境を一つに統合できる商品特性を持つ画期的なソフトウェアである。同社では日本の需要や建築基準等に対応した日本向け製品の応用開発を日本支社で行っており、この結果、これまで三菱重工株式会社、有限会社下地技建等で、プラント設備や建築構造の設計・製作における「テクラ・ストラクチャーズ」の導入が図られている。

また、テクラ株式会社では、プロセス改革のメリットや必要性について、デモンストレーションと最新の国内活用事例などを交えながら、「テクラ・ストラクチャーズセミナー」を開催し、共同研究、情報交換の場を提供している。今後、上記のような取引企業との情報交換を伴う日本向け商品の応用開発や共同開発をより一層進めると共に、フィンランドの本社等で製品開発等に関わっている外国人情報処理技術者の受け入れ促進により、地区内での情報処理関連産業の更なる集積、活性化が期待される。

同時に、テクラ株式会社の持つ開発ノウハウや商品技術、具体的には 「テクラ・ストラクチャーズ」によるプロジェクト全体の時間短縮、費用 削減といった効果・ノウハウを前出のNRI野村総合研究所や日本IBM などの持つ経営診断、経営業務改革のソリューション提示などの取り組み に活用することで、より高度なIT技術の開発が促進されるばかりでなく、 新たなソリューションビジネスづくりにつながることが期待される。これ は単なる情報処理関連産業の枠を超えて、産業間の相乗効果と企業間のシ ナジー効果を生み出す可能性を秘めた取り組みとしての一面があり、最終 的な提携等の判断は企業の経営判断にゆだねざるを得ないものの、市とし ては強く推進していきたいと考えるところである。また、その他の効果と しては、当該IT技術者が地区内のIT関連企業等に技術指導を行うなど、 連携強化に勤めることで、地区内における情報技術、情報関連産業の一層 の発展も期待される。こうしたことが期待されるため、大阪市でも、地区 内地権者等で構成されるコスモスクエア開発協議会(部会等も含め平均月 1回開催)を通して、これら既存進出企業の連携強化を推進し、地区内に おける情報技術、情報関連産業の一層の発展ひいては当該地区の活性化に 取り組んでいる。

(3)特定事業の適用の必要性

今回、特定事業の適用を受けるテクラ株式会社においては、これまでにもアメリカ人IT技術者(在留資格「技術」)1名を受け入れており、このほかにフィンランド人社長1名、日本人スタッフが4名勤務しているが、今後必要とされるIT技術者は、フィンランド本社で開発された当該マネージメントシステムソフトウェアの日本国の地域特性(建築基準法、耐震基準など)に合わせたモデル変更を担当し、提携先となる当該地区における各企業・研究機関の実情を把握するには一定期間の滞在による経験の蓄積が必要となっている。

このため、この特定事業を適用することで、長期間の滞在が保証され、 安定した環境でIT技術開発に取り組むことが可能となる。

また、当該IT技術者が地区内のIT関連企業等と連携強化に努めることで、地区内における情報技術、情報関連産業の一層の発展も期待される。加えて、当該外国人情報処理技術者の受入れに係る規制緩和により、IT関連産業の振興を進める上で拠点としての一翼を担う「咲洲コスモスクエア地区」における外国人情報処理技術者、ビジネスマンの増加やIT関連企業・関連事業者の立地が促進されるとともに、地区の活性化ひいては大阪の都市再生に寄与するものと期待される。

別図1(事業位置図)



別図2(区域図)



法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者

対象者	テクラ(株)
意見を聴いた	テクラ㈱:平成17年9月30日(金)14:00他
日時	
意見を聴いた	咲洲コスモスクエア地区内進出企業の一つであるテクラ(株)に
方法	ついてヒアリングを実施
意見の概要	テクラ㈱で雇用する外国人情報処理技術者は、フィン
	ランド本社で開発されたソフトウェア「テクラ・ストラ
	クチャーズ:モデルベーステクノロジーを駆使した建
	築・公共設備のマネージメントシステム」を日本の仕様
	(建築基準法、耐震基準など)にあわせて再構築する業
	務を担当しているが、日本の実情を理解するためには、 一字期間の滞在による経験の萎積が必要となっている
	│ 一定期間の滞在による経験の蓄積が必要となっている。 │ このため、当該特定事業が認定された場合には、これ
	まで在留期間が最長3年であったものが5年間へ延長さ
	れ、長期間の在留が保証されることで、安定した環境で
	IT技術開発等に取り組むことができる環境を整えるこ
	とが可能となる。
	また、当該外国人情報処理技術者の在留等に係る諸手
	続きに際しても、迅速な審査が可能となれば、継続した
	業務の遂行にも役立つため、併せてお願いしたい。
意見に対する	本市としても、本特定事業を特区計画に位置付けるこ
対応	とにより、既存の進出企業で働く外国人情報処理技術者
	への労働環境のバックアップとなるとともに、地区への
	外国人情報処理技術者の受入れを促進することで、今
	後、外国人技術者・ビジネスマンの増加やIT関連企
	業、関連事業所の進出を促進し、咲洲コスモスクエア地 マの見れず「見際方流機」の形式 「エエ関連充業の
	区の目指す「国際交流拠点の形成」、「IT関連産業の
	振興」といった開発コンセプトの実現、同地区の活性化 にもつながるものと期待している。
	また、大阪入国管理局の庁舎建設に際し、咲洲コスモ
	スクエア地区に多くの外国人が訪れ、手続きの利便性を
	目的に、外国人労働者を見込む企業の立地も期待され
	る。
	今後、地区内で働く外国人情報処理技術者が増えるこ
	とも期待され、本特定事業を特区計画に位置付けること
	としたい。

名称	テクラ株式会社
	(代表者:代表取締役社長 カイ・フォルセル)
住所	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
概要	設立:1999年10月
	業種:ソフトウェア開発業
	従業員数:
	・6名(うち外国人2名(フィンランド人社長1名、アメリカ
	人IT技術者1名))
	業務概要:
	・ソフトウェアの開発及び販売、ならびにそれらに付帯する事
	業。
	・フィンランドエスポー市に本拠地をおくTekla Oyjの日本法
	│ 人であり、モデルベーステクノロジーを駆使した建築・公共設 │
	備のマネージメントシステム(ソフトウェア)「テクラ・スト
	ラクチャーズ」を日本国の地域特性(建築基準法、耐震基準な
	ど)に合わせてモデル変更を行う。
	・その製品は各国の建築、電力・水道、都市管理等の公共設備
	メーカーや自治体で数多く導入され、社会基盤の根幹を支えて
	いる。
	法人での日本支社の位置付け:
	・自社開発ソフトウェア「テクラ・ストラクチャーズ」の日本
	向けのローカライゼーション
	│日本支社のこれまでの日本国内での実績: │ 二苯素工性式のは、左四のは工地は7巻~ プラン』部件は
	・三菱重工株式会社、有限会社下地技建等で、プラント設備や
	│ 建築構造の設計・製作における「テクラ・ストラクチャーズ」│ │ の導入が図られている。
	の導入が図られている。 日本支社が現在行っている業務:
	日本文社が現在行うといる業務: ・日本国の地域特性(建築基準法、耐震基準など)に合わせた
	・日本国の地域特性(建衆基準法、耐農基準など)に占りせた ソフトウェアのモデル変更
	フライウェアのピアル支史 今後の計画:
	▽セのfi囲: ・建築・建設業界等への高度なIT技術(3次元設計)の導入に
	よる業務プロセス改革を促進する。
	(参考)
	本社について
	設立:
	・1966年
	事業内容:
	・ソフトウェアの開発及び販売、ならびにそれらに付帯する事
	業

営業所:

・中国(上海)、フィンランド(Espoo)、フランス(Paris,Albi)、ドイツ(Frankfurt)、日本(大阪)、マレーシア(Kuala Lumpur)、ノルウェー(Sandvika)、スウェーデン(Vasteras)、イギリス(Leeds)、アラブ首長国連邦(Dubai)、アメリカ合衆国(Atlanta)、計11カ国

テクラ・ストラクチャーズ:

・建築計画(建築計画・工程管理・ロット管理・プロジェクト 管理)、部材製作、材料発注、詳細設計(工作図・接合部の 詳細設計)、基本計画図(構造図・梁伏図・軸組図)、解析 と設計(強度計算)、概念設計(基本設計図、構造部材の配 置)、受注活動と入札(積算・見積り、構造物の視覚化)と いった構造エンジニアリングの作業環境(プロセス)を1つ に統合したソフトウェアで、鋼構造設計向けの初めての3次 元ビルディング・インフォメーション・モデリング・ソリュ ーション。

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 財団法人大阪港埠頭公社(公有水面埋立免許出願人) 同社から埋立地の分譲を受けようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区計画の認定の日
- 4 特定事業の内容
- (1) 実施主体

財団法人大阪港埠頭公社(公有水面埋立免許出願人) 同社から埋立地の分譲を受けようとする者

(2)事業区域

北港南(夢洲)地区における第4区の一部 (公社埋立区域第4区1工区内)

(3)事業実施期間

特区計画の認定の日後、速やかに

(4)事業により実施される行為

所有権移転の制限期間が緩和(5年に短縮)されることにより、当該区域に対する海貨事業者等企業の進出意欲を高めることが可能となるとともに、物流施設等の立地が促進され、大阪港の国際物流機能の強化と臨海部の活性化を図ることが可能となる。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

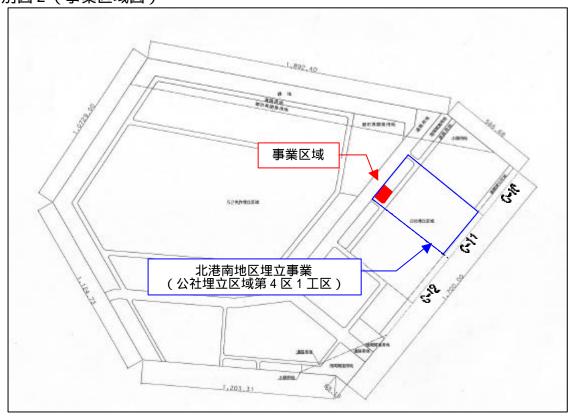
地区名	埋立権者	竣功認可年月日	埋立竣功認可告示日	埋立竣功認可から 現在までの期間
北港南地区	財団法人 大阪港埠頭公社	H11年12月27日	H12年1月21日	5年8ヶ月

- (2)埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由
 - ・ 公有水面埋立法に基づき、埋立免許の用途の変更や埋立地の所有権 の移転を行う場合、埋立竣功認可告示日より起算して 10 年間は免許 権者の許可が必要になる。
 - ・ 北港南(夢洲)地区 C-11 背後用地(公社埋立区域第 4 区 1 工区内)では、大阪港の経済・産業の活性化に寄与するため、一部約 1.1ha において貨物上屋が公社により設置され、海貨事業者に利用されているが、残る約 0.7ha においては、当初より需要に応じて段階的な整備を行うこととしていたことから、これまでは公社による上物整備が進捗されていなかった。
 - ・ また、夢洲 3 バース (C-10~12) においては、スーパー中枢港湾として展開していく計画を受け、民間事業者によるターミナル整備及びその一体的運営を進めることに変更された。
 - ・ このような背景により、背後地である当該区域においても、公社が 積極的に新たな投資を行える状況ではなくなったため、埋立竣功認可 告示後5年以上にわたり、埋立免許の土地利用に使用されず低利用地 となっている現状がある。
 - ・ 一方、既設の上屋を使用する海貨事業者においては、今後予想される取扱貨物量の増加に対応するため、現地付近での新たな荷捌き空間に対するニーズが高まりつつある。
 - ・ 今回、当該特例措置により所有権移転の制限期間が緩和(5年に短縮)されれば、当該事業区域への土地需要に対して迅速な対応が可能となるとともに、進出事業者としても自らのスケジュールに基づき事業を進めていくことが確実となり、企業の進出意欲を高めることが可能となる。
 - ・ これにより、事業効果を早期に発現させることができるとともに、 物流施設等の立地を促進し、大阪港の国際物流機能の強化と臨海部の 活性化を図ることが可能となる。

別図1(埋立事業位置図)



別図2(事業区域図)



規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

特例措置を受ける主体(特定されている場合)

名 称	財団法人大阪港埠頭公社 (代表者:理事長 仙波 惇)
住所	大阪府大阪市住之江区南港北1 - 14 - 16 大阪ワールドトレードセンタービル
概要	設 立:昭和47年1月22日 事業目的:大阪港における外貿埠頭及びカーフェリー埠頭の建設並びに貸付及び改良、維持、災害復旧その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、大阪港の機能の強化を図り、もって外国貿易の増進並びに住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与する

から埋立地の分譲を受けようとする者(特定されていない場合)

これまでの 調整状況	平成17年8月 大阪港埠頭公社への意向調査 (特例措置の活用要望あり)
特定する方法	大阪港埠頭公社による公募
今後の予定	平成18年3月 大阪港埠頭公社による公募 平成18年度~ 事業者による事業開始

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者1

対象者 意見を聴いた 日時	財団法人大阪港埠頭公社 (公有水面埋立免許出願人) 代表者:理事長 仙波 惇 住 所:大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪ワールドトレードセンタービル 平成17年8月19日(金)15:00
意見を聴いた 方法	大阪港埠頭公社に対し、同社にてヒアリングを実施
意見の概要	 北港南地区C-11背後用地(公社埋立区域第4区1工区内)の一部については、低利用地となっている現状であり、これを有効活用したい。 公有水面埋立法に基づき、埋立免許の用途の変更や埋立地の所有権の移転を行う場合、埋立竣功認可告示日より起算して10年間は免許権者の許可が必要になる。 所有権移転の制限期間が緩和(5年に短縮)されれば、企業の進出意欲を高めることが可能となり、土地や前面岸壁の利用促進、ひいてはスーパー中枢港湾の推進につながることとなる。
意見に対する対応	 1.本市としても、C-11背後用地の利用促進によりスーパー中枢港湾の実現に向けた機能の充実、ひいては国際競争力の強化につながるものと考えている。 2.意見を踏まえ、本特定事業を特区計画に位置付けていきたい。 3.同上